

令和7年度版 労働保険の年度更新手続きについて

一 労働保険の年度更新とは 一

労働保険(労災保険・雇用保険)の保険料は、労働者に支払った賃金から計算され、建設業の工事現場の労災保険の場合、施工した元請工事の代金、または労働者に支払った賃金から計算されます。しかし、その年度の支払賃金・請負代金は1年が経過しないとわからないため、一旦見込額より概算保険料を計算し国に納付します。

1年間の支払賃金・請負代金が確定した段階でその額を報告し、保険料の清算(確定申告)を行い、併せて翌年度の見込保険料(概算申告)を行います。これが労働保険年度更新です。



- **封筒裏面に貴社の「申告期限」が記載されていますので、絶対に『申告遅れ』のないようお願いいたします。**

- **令和7年度より雇用保険料率に変更になります。**

詳しくは本誌5ページに記載の「雇用保険の料率について」をご確認ください。

- 建設業については**年度内(令和6年4月1日～令和7年3月31日)に※終了した元請工事が対象となります。**

※着工が令和6年度よりも前の工事等の記入漏れがないようご注意ください。

- 年度更新時期(主に4月)は雇用保険資格取得・喪失手続きが最も集中いたします。喪失の事務処理を優先に順次行い、取得手続きに関しては雇い入れ日の属する月の翌月10日までが期限となっているため、その期間内に提出する事とし、受付日から交付日まで時間を頂戴することをご了承いたします。

令和7年度 労働保険料口座引落日

6月初旬	労働保険料計算書・納入通知書発送
6月24日(火曜日)	第1期労働保険料口座引落日 (年会費・委託手数料同時引落)
10月29日(水曜日)	第2期労働保険料口座引落日
令和8年1月29日(木曜日)	第3期労働保険料口座引落日

ご記入の前に本誌を必ずお読みください!

● 労働保険対象者の範囲

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われている者を行います。なお、具体的な取り扱いについては、次の事項をご参照下さい。

区分	労災保険	雇用保険
<p>基本的な考え方</p>	<p>常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、<u>名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。</u> また、海外派遣者により特別加入の承認を得ている労働者は別個に申告することとなるので、その期間は対象となりません。</p>	<p>雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、 ①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、 ②31日以上雇用見込みがある場合には原則として被保険者となります。 ただし、次に掲げる労働者等は除かれます。 ○季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの ・4か月以内の期間を定めて雇用される者 ・1週間の所定労働時間が30時間未満である者 ○昼間学生</p>
<p>個々の労働者の届出</p>	<p>労働者ごとの届出は必要ありません。</p>	<p><u>新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。</u> また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。労働者から役員へ変わった場合は、公共職業安定所へ別途ご確認ください。</p>
<p>法人の役員(取締役)の取扱い</p>	<p><u>代表権・業務執行権(注1)を有する役員は、労災保険の対象となりません。</u> ①法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。 ②法令、又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規則によって、業務執行権を有する者と認められる者は、「労働者」として取り扱いません。 ③監査役、及び監事は、法令上使用人を兼ねる事を得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取り扱います。 ※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>	<p>株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。 ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者の性格の強いものであって、雇用関係(注2)があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。 ①代表取締役は被保険者になりません。 ②監査役は原則として被保険者になりません。 また、株式会社以外の役員等についての取扱いは以下のとおりです。 ○合名会社、合資会社、合同会社の社員は株式会社の取締役と同様に取扱い、原則として被保険者となりません。 ○有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取扱います。 ○農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。 ○その他法人、又は法人格のない社団もしくは財団の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。 ※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>

区分	労災保険	雇用保険
事業主と同居している親族	<p>同居の親族は、原則としては対象者とはなりません。ただし、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務、又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立していると見て、対象者となります。具体的な判断については、以下の要件を満たしているか否かとなります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p>	<p>原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること</p> <p>②就労の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り、及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること</p> <p>③事業主と利益を一にする地位(役員等)にないこと</p>
出向労働者	<p>出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算し出向先で対象労働者として適用してください。</p>	<p>出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。</p>
派遣労働者	<p>・派遣元…原則としてすべての労働者を対象労働者として適用してください。</p> <p>・派遣先…原則として手続の必要はありません。</p>	<p>・派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。</p> <p>①1週間の所定労働時間が20時間以上であること</p> <p>②31日以上雇用見込みがあること</p> <p>・派遣先…原則として手続の必要はありません。</p>
日雇労働者	<p>すべて対象者となります。</p>	<p>日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者は日雇労働被保険者となります(臨時・内職的な場合該当しません)。</p>

(注1) 株主総会、取締役会の決議を執行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限(代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限)

(注2) 業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。

● 賃金とは

賃金とは、賃金、給与、各種手当、通勤手当、賞与など名称のいかんを問わず労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいい、一般的には、労働協約、就業規則、労働契約などにより、その支払いが事業主に義務付けられているものです。

労働保険において賃金総額を集計する際には、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額を計上して下さい。

現物支給については、原則として所定の現金給与の代わりに支給するもの、つまり、その支給によって現金給与が減額されるものや労働協約において支給が拘束されているものは賃金となります。ただし、このような現物給与でも、代金を徴収するものや福利厚生とみなされるものは原則として賃金とはなりません。(例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により従業員に支払った休業手当は賃金に含まれます。)

賃金とするもの		賃金としないもの	
基本賃金	時間給・日給・月給、臨時・日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金	役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス	結婚祝金 死亡弔慰金 災害見舞金 年功慰労金 勤続褒賞金 退職金	就業規則・労働協約等の定めがあるかないとを問わない
通勤手当	課税分、非課税分を問わない	出張旅費 宿泊費	実費弁償と考えられるもの
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与	工具手当 寝具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合
超過勤務手当 深夜手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当等	休業補償費	労働基準法第76条の規定に基づくもの法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない
扶養手当 子供手当 家族手当	労働者本人以外の者について支払う手当	傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの
技能手当 特殊作業手当 教育手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当	財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄を援助するために事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合(持株奨励金など)
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等	会社が全額負担する生命保険の掛け金	従業員を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
住宅手当	家賃補助のために支払う手当	持家奨励金	労働者が持家取得のため融資を受けている場合で事業主が一定の率又は額の利子補給金等を支払う場合
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等	住宅の貸与を受ける利益(福利厚生施設として認められるもの)	住宅貸与されない者全員に対し(住宅)均衡手当を支給している場合は、賃金となる場合がある
物価手当 生活補給金	家計補助の目的で支払う手当	その他	不況対策による賃金からの控除分が労使協定に基づき遡って支払われる場合の給与
休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当		
宿直・日直手当	宿直・日直等の手当		
雇用保険料 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する場合		
昇給差額	離職後支払われた場合で在職中に支払いが確定したものを含む		
前払い退職金	支給基準・支給額が明確な場合は原則として含む		

令和7年度の労災保険率等について

～令和6年度と同率です～

令和7年度の労災保険率は以下のとおりです（令和6年度と同率）。

労災保険率

事業の種類の分類	番号	事業の種類	労災保険率
林業	02・03	林業	52/1,000
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）	18/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石炭鉱業	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000
	25	採石業	37/1,000
建設事業	26	その他の鉱業	26/1,000
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34/1,000
	32	道路新設事業	11/1,000
	33	舗装工事業	9/1,000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	9.5/1,000
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000
製造業	37	その他の建設事業	15/1,000
	41	食料品製造業	5.5/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く）	5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く）	9/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く）	6.5/1,000
	55	めっき業	6.5/1,000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く）	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	3/1,000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く）	4/1,000
	59	船舶製造又は修理業	23/1,000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	2.5/1,000
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000	
61	その他の製造業	6/1,000	
運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く）	8.5/1,000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	9/1,000
	74	港湾荷役業	12/1,000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000
94	その他の各種事業	3/1,000	
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	42/1,000

● 雇用保険の保険料率について

令和7年度の雇用保険料率は下表のとおりです。

< 令和7年度の雇用保険料率 >

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			① + ② 雇用保険料率
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和6年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

● 一般拠出金の申告・納付について

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」により石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主のみなさまにご負担いただくものです。

アスベストは、すべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。そのため、健康被害者の救済に当たっては、アスベストの製造販売等を行ってきた事業主のみならず、すべての労災保険適用事業場の事業主に一般拠出金をご負担いただくこととなっております。

- ◎ 特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は申告・納付の対象外です。
- ◎ 「一般拠出金」は、労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付していただきます。
- ◎ 「一般拠出金」には概算納付のしくみはなく、確定納付のみの手続となります。
- ◎ 延納（分割納付）はできません。
- ◎ 一般拠出金率は業種を問わず、一律 1,000 分の 0.02 となります。労災保険のメリット対象事業場についても、一般拠出金率にはメリット料率の適用（割増、割引）はございません。

● 労災保険の特別加入制度について

1. 新たに特別加入を希望する場合、加入内容（特別加入者の氏名、身分、業務内容、給付基礎日額など）を変更する場合、脱退を希望する場合には、加入・変更・脱退に係る手続きが別途必要となりますので、あらかじめ労働保険事務組合の担当者にご相談下さい。

特に、年度末(3月31日)をもって特別加入の脱退を希望する場合には、3月中に脱退に係る事務手続きを完了させておく必要がありますので、早急に労働保険事務組合の担当者までご連絡下さい。 なお、中小事業主等特別加入は、病気や高齢による就業引退などを除いて、任意に特定個人のみでの脱退はできません。任意脱退の場合は、事業場の特別加入者全員の脱退となります。

2. 特別加入制度は、原則として事業主本人のほか家族従事者、役員などで業務に従事している方全員が包括加入しなければなりません。なお、業務内容によっては加入時に健康診断の受診が必要となる場合があります。

また、同一事業主が2以上の事業に対して保険関係を成立させている場合には、それぞれの事業ごとに特別加入することとなります。

3. 中小事業主等による特別加入は、その使用する労働者について成立している保険関係を前提として認められているものですので、労働者の退職等により常時使用労働者数が0人となった場合には、特別加入を継続することはできません。

4. 特別加入制度は、労働者の業務に準じた業務に対してのみ補償の対象となりますので、就業中の災害でも労働者の所定労働時間外に特別加入者のみで就業していた場合や事業主の立場において行っていた業務などは、補償の対象にはなりません。

特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	特例による 1/12 の額
25,000 円	9,125,000 円	760,417 円
24,000 円	8,760,000 円	730,000 円
22,000 円	8,030,000 円	669,167 円
20,000 円	7,300,000 円	608,334 円
18,000 円	6,570,000 円	547,500 円
16,000 円	5,840,000 円	486,667 円
14,000 円	5,110,000 円	425,834 円
12,000 円	4,380,000 円	365,000 円
10,000 円	3,650,000 円	304,167 円
9,000 円	3,285,000 円	273,750 円
8,000 円	2,920,000 円	243,334 円
7,000 円	2,555,000 円	212,917 円
6,000 円	2,190,000 円	182,500 円
5,000 円	1,825,000 円	152,084 円
4,000 円	1,460,000 円	121,667 円
3,500 円	1,277,500 円	106,459 円

● 労働保険料算定基礎賃金等の報告の書き方

■ 労働保険の年度区分

労働保険の年度は4月1日から3月31日までとなりますが、どの年度に属するかは「賃金の令和7年3月中に賃金締切日があるものは、4月1日以降に支払われる場合でも令和6年度

ポイント1

賃金総額は、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額を計上してください。

ポイント2

雇用保険の対象とならない臨時労働者（パートタイマー、アルバイト等）の賃金は、こちらにご記入ください。

ポイント3

保険料の分割納付（3回）「2」に○を、希望しないしてください。
※委託解除の場合は「1」

組機様式第5号

住所 〒 990-1234
山形市〇〇町1-2-3
事業場名 株式会社 徴収ラーメン
事業主名 紅花 芳一郎 殿
事業場TEL 023-456-7890

労働保険料算定基礎賃金

労働保険番号

06	3	01	931230	001
----	---	----	--------	-----

雇用保険事業所番号

0601	123456	7
------	--------	---

事務組合名 ☆☆☆労働保険事務組合 (TEL: 023-123-4567)

項目 月別	1. 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金								(5) 被保 （日雇労働被保 者、パートタイ マー、アルバイト 雇用保険の被保 者）
	(1) 常用労働者		(2) 役員で労働者扱いの者 <small>（業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等）</small>		(3) 臨時労働者 <small>（パートタイマー、アルバイト等）</small>		(4) 合計 <small>（(1)+(2)+(3)）</small>		
	人員	支払賃金 円	人員	支払賃金 円	人員	支払賃金 円	人員	支払賃金 円	人員
4月	4人	980,350					4人	980,350	4人
5月	4	981,100					4	981,100	4
6月	4	980,500					4	980,500	4
7月	5	1,100,300			1	68,500	6	1,168,800	5
8月	5	1,100,600			1	72,300	6	1,172,900	5
9月	5	1,103,200					5	1,103,200	5
10月	5	1,100,350					5	1,100,350	5
11月	5	1,100,200					5	1,100,200	5
12月	5	1,100,400					5	1,100,400	5
1月	5	1,102,100			1	30,000	6	1,132,100	5
2月	5	1,100,260			1	36,000	6	1,136,260	5
3月	5	1,100,450					5	1,100,450	5
賞与等 7月		900,000						900,000	
賞与等 12月		1,300,000						1,300,000	
賞与等									
合計		15,049,810				206,800	5	15,256,610 A 15,256 D	

8 ※業種変更年月

業種変更前 (業種変更が無い時)	a 人 5	b 千円 15,256
業種変更後		

No	9.特別加入者の氏名	10.承認された 基礎日額 円	11.適用月数		12.希望する 基礎日額 円	No	9.特別加入者の氏名	10.承認された 基礎日額 円	11.適用月数		12.希望する 基礎日額 円	No
			確定	概算					確定	概算		
01	紅花 芳一郎	5000	12	12	10000	02	紅花 紅子	3500	12	0	0000	03

上記のとおり報告します。

事業主氏名
令和 7 年 4 月 30 日 紅花

支払日」ではなく、「賃金締切日」がどの年度に属するかによって決まります。したがって、
 の賃金として取り扱うこととなります。

を希望するときは
 ときは「1」に○を付
 を選択してください。

ポイント4
 事業内容（製品名・製
 造工程等）は、具体的
 にご記入ください。

ポイント5
 農林・水産、清酒製造及び建設業の方は、
 「1」を○で囲んで下さい。
 その他の業種の方は、「2」を○で囲んで
 ください。

ポイント6
 原則、「1」を選択
 してください。
 ▲ 賃金総額の見込額が前
 年度の2倍以上、また
 は半分以下となる場合
 には、「2」に○を付
 して見込額を千円単
 位で記入してください。
 ▲ 事務組合への委託を
 やめた場合には、
 「3」に○を付して
 委託解除年月日をご
 記入ください。

等の報告 _____ 頁

3. 事業の概要 飲食店 9802	4. 特掲事業 1 該当する 2 2 該当しない	5. 新年度賃金見込額 ① 前年度と同額 ② 前年度と変わる 3 委託解除年月日 4 委託解除拠出金納付済
6. 延納の申請 1 一括納付 ② 分納(3回)		

1. 雇用保険対象被保険者数及び賃金

被保険者		(6) 役員で労働者扱いの者 (給与支払等の面からみて 労働者的性格の強い者)		(7) 合計 ((5)+(6))	
支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員
980,350	4		4	980,350	4
981,100			4	981,100	4
980,500			4	980,500	4
1,100,300			5	1,100,300	5
1,100,600			5	1,100,600	5
1,103,200			5	1,103,200	5
1,100,350			5	1,100,350	5
1,100,200			5	1,100,200	5
1,100,400			5	1,100,400	5
1,102,100			5	1,102,100	5
1,100,260			5	1,100,260	5
1,100,450			5	1,100,450	5
900,000				900,000	
1,300,000				1,300,000	
15,049,810			4	15,049,810	4

15,049,810 円 15,049 千円

9. 特別加入者の氏名 10. 承認された基礎日額 11. 適用月数 12. 希望する基礎日額

月山 出羽夫	4000	6	12	4000
--------	------	---	----	------

申告済概算保険料 250,000 円

作成者氏名 红花 紅子

7. 予備欄

予備欄	予備欄1	予備欄2	予備欄3
1期			
2期			
3期			

旁 一郎

ポイント7
 特別加入者について
 ◎ 引き続き加入を希望
 する場合には、希望
 する基礎日額をご記
 入ください。
 ◎ 脱退した場合には、
 「000」とご記入
 ください。※変更届
 を忘れずに提出！
 ◎ 年度途中で加入・脱
 退した方、新年度か
 ら新規加入される方
 についても記入が必
 要です。

● 建設事業の労災保険率適用事業細目表

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	31	水力発電施設、 隧道等新設事業	3101 水力発電施設新設事業 3102 高えん堤新設事業 3103 隧道新設事業
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	33	ほ装工事業	3301 道路、広場、プラットホーム等のほ装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業
	34	鉄道又は軌道新 設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工用機械以外 の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。） 3401 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業 3402 その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	35	建築事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工用機械以外 の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。） 3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋 の建設事業（(3103) 隧道新設事業の態様をもって行われるも のを除く。） 3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業 3503 橋りょう建設事業 イ 一般橋りょうの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの 高架橋の建設事業 ハ 跨線道路橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業 3504 建築物の新設に伴う設備工事業（(3507) 建築物の新設に伴う 電気の設備工事業及び (3715) さく井事業を除く。） イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業 3508 送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く。）の事業 3505 工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用 されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体す るものに限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業 3506 その他の建築事業 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コン クリート造りのスタンドの建設事業 ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋（跨線道路橋を除く。）の建設事業 ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業（(3103) 隧道新設事業の態様 をもって行われるものを除く。） ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	35	建築事業	3506 その他の建築事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設（埋設を除く。）の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業
	38	既設建築物設備工 事業	3801 既設建築物の <u>内部において主として行われる</u> 次に掲げる事業 及びこれに附帯して行われる事業（建設工事中用機械以外の機械 の組立て又はすえ付けの事業、(3802) 既設建築物の内部において 主として行われる電気の設備工事業及び(3715) さく井事業を除く。） イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3802 既設建築物の <u>内部において主として行われる</u> 電気の設備工事業 3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業
	36	機械装置の組立て 又はすえ付けの 事業 ※「その他のもの」 に係る労務費率は 基礎台の建設につ いてのみ適用	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3601 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業 3602 索道建設事業
	37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3701 えん堤の建設事業（(3102) 高えん堤新設事業を除く。） 3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管 の埋設の事業（(3103) 内面巻替えの事業を除く。） 3703 道路の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池、鉍毒沈澱池、プール等の建設事業 3708 水門、樋門等の建設事業 3709 砂防設備（植林のみによるものを除く。）の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業（一貫し て行う(3719) 造園の事業を含む。） 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 <u>工作物の解体事業</u> 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 (33) は装工事業及び(3505) 工作物の解体、移動、 取りはずし又は撤去の事業を除く。

● 建設事業における労災保険料算定のしかた

建設の事業における労災保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「請負金額」による場合があります。

・支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。この場合、通勤手当や賞与等も算入されますのでご注意ください。

・請負金額による算定(賃金総額を正確に算定することが困難なもの)

建設の事業において、賃金総額が正確に把握し得ない場合には、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

請負金額とは、工事請負契約上の代金、つまり請負代金に、支給資材等の価額相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物(注)のみを控除したものをいいます。

※請負金額に係る消費税は除いた額(平成27年3月31日以前に開始された工事は消費税を含める)で記入してください。

$$\begin{array}{c} \text{請負代金} \\ \text{契約金額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{請負代金に加算する額} \\ \left(\begin{array}{c} \text{支給材の価額相当額} + \text{貸与物の} \\ \text{賃貸料や損料相当額} \end{array} \right) - \begin{array}{c} \text{請負代金から控除する額} \\ \text{下記(注)参照} \end{array} = \begin{array}{c} \text{請負金額} \end{array}$$

(注) 請負代金から控除する対象工事用物は、「機械装置の組立て又は据付けの事業」(業種番号36)の機械装置のみです。

以下の「機械装置の範囲」を参照してください。

・機械装置の範囲

労災保険料の算定にあたって、請負代金から控除することができる、「機械装置の組立て又は据付けの事業」(業種番号36)における機械装置の範囲については、下表のとおり具体例が示されています。

1. 湿式排煙脱硫装置	8. 発泡ポリスチレンプラント	15. 水力発電設備
2. 火力発電所ボイラー	9. 電気集塵装置	16. 索道(ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト)
3. 原子炉	10. ガス発生装置	
4. ゴミ焼却装置	11. 水処理設備	
5. 原子力発電所タービン	12. エレベーター	
6. 抄紙機(改造)	13. エスカレーター	
7. 連続鋳造機	14. 石油精製、石油化学プラント	

● 建設事業における労務費率・保険料率一覧表

(令和6年4月1日改定)

業種番号	事業の種類	工事開始日が平成30年4月1日～令和6年3月31日のもの		工事開始日が令和6年4月1日～のもの	
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設 ずい道等新設事業	18% 19%	1000分の64 1000分の62	19%	1000分の34
32	道路新設事業	19%	11	19%	11
33	舗装工事業	17%	9	17%	9
34	鉄道または軌道新設事業	24%	9	19%	9
35	建設事業(既設建築物設備工事業を除く)	23%	9.5	23%	9.5
38	既設建築物設備工事業	23%	12	23%	12
36	機械装置の組立て 又は据付けの事業	38%	6.5	38%	6
	組立て又は取付けに関するもの その他のもの	21%		21%	
37	その他の建設事業	24%	15	23%	15

● 一括有期事業報告書(建設業)の書き方

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに終了した元請工事が対象となります。
保険料等の算定は「実支払賃金」で算定する方法と「労務費率」で算定する方法があります。

【実支払賃金で算定】

- 現場ごとに、労働者に支払ったすべての賃金・各種手当・賞与等の総額で算定します。
- 元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金等が対象となりますので、賃金台帳、作業日報、出面等により正確に把握してください。

【労務費率で算定】

- 請負金額に「事業の種類」ごとに定められている「労務費率」を乗じて賃金総額を算定します。

お手数でも、「事業の種類」(「35 建築事業」や「38 既設建築物設備工事」)ごとに作成してください。

請負代金とは別に、支給材の価格相当額、貸与された機械・資材等の賃貸料、損料相当額があれば計上してください。

令和6年度内に終了した工事が対象です。
(令和6年3月31日以前に開始した工事の算入漏れがないようご注意ください。)

請負金額500万円未満の小工事は「事業の種類」ごとにまとめて、「〇〇工事他〇件」とご記入ください。

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業)

事業主控 2 枚のうち 1 枚目

労働保険番号	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
			請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額		
〇〇邸新築工事	山形市〇〇町	6年3月1日から 6年6月30日まで	42,000,000			42,000,000	23	9,660,000
(令和6年3月31日以前工事 事間始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで	42,000,000			42,000,000		9,660,000
〇〇ハイツ新築工事	天童市〇〇	6年9月1日から 7年1月31日まで	52,500,000			52,500,000	23	12,075,000
〇〇邸増築工事他4件	山形市、他	6年4月1日から 7年3月31日まで	21,000,000			21,000,000	23	4,830,000
(令和6年4月1日以降工 事間始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで	73,500,000			73,500,000		16,905,000
事業の種類	35 建築事業	計	115,500,000			115,500,000		26,565,000

前年度中(保険関係が消滅した日までに廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。)

7 年 4 月 30 日

郵便番号(990 - 1234)
電話番号(023 - 456 - 7890)

住所 山形市〇〇町1-2-3

事業主 氏名 労働建設(株) 建設太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

能成 年 月 日
提出代行者・
事務代理者の表示 氏名 電話番号

社会保険
労務士
記載欄

【注記】
① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以降に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。
② 社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

支払賃金で保険料を算定する場合は、「請負金額」、「賃金総額」をカッコで囲んでください。

※なお、

- 請負金額が1億8千万円以上(税抜)
- 概算保険料額が160万円以上
- 共同経営体

の工事については、単独有期事業として工事ごとにご申告ください。

様式第7号(第34条関係)(甲)【別紙】

事業主控 2 枚のうち 2 枚目

労働保険番号	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
			請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額		
〇〇アパート内装工事	仙台市〇〇区	6年3月1日から 6年5月31日まで	10,500,000			10,500,000	23	2,415,000
(令和6年3月31日以前工 事間始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで	10,500,000			10,500,000		2,415,000
〇〇邸室内リフォーム工事	寒河江市〇〇町	6年10月1日から 7年1月31日まで	(5,250,000)			(5,250,000)	賃金で 算定	(1,150,000)
〇〇邸内装工事、他3件	山形市、他	6年4月1日から 7年3月31日まで	1,260,000			1,260,000	23	289,800
(令和6年4月1日以降工 事間始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				(5,250,000)		(1,150,000)
		年 月 日から 年 月 日まで				1,260,000		289,800
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
事業の種類	38 既設建築物設備工事業	計	(5,250,000)			(5,250,000)		(1,150,000)
			11,760,000			11,760,000		3,854,800

● 一括有期事業総括表(建設業)の書き方

様式第7号(第34条関係) (甲)

労働保険
一括有期事業報告書 (建設の事業)

事業
主控

労働保険番号	府 県	所 在 地	管 轄	基 幹 番 号					枝 番 号			2 枚のうち 1 枚目	
				0	6	1	0	1	9	1	2		3
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間		① 請 負 金 額 の 内 訳				②	③				
				請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額	労務 費率	賃金総額				
〇〇邸新築工事	山形市〇〇町	6年3月1日から	6年6月30日まで	円	円	円	円	23	円				
(令和6年3月31日 以前工事開始分)	(小計)	年 月 日から	年 月 日まで	42,000,000			42,000,000		9,660,000				
〇〇ハイツ新築工事	天童市〇〇	6年9月1日から	7年1月31日まで	52,500,000			52,500,000	23	12,075,000				
〇〇邸増築工事、他4件	山形市、他	6年4月1日から	7年3月31日まで	21,000,000			21,000,000	23	4,830,000				
(令和6年4月1日以降 工事開始分)	(小計)	年 月 日から	年 月 日まで	73,500,000			73,500,000		16,905,000				
事業の種類	35 建築事業			計			115,500,000		26,565,000				

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の別個を上記のとおり報告します。

7 年 4 月 30 日

郵便番号(990 - 1234)

電話番号(023 - 456 - 7890)

住所 山形市〇〇町1-2-3

事業主

氏名 労働建設(株) 建設太郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

[注意]

- ① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以降に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。
- ② 社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

作成年月日	氏名	電話番号
社会保険 労務士 記載		

様式第7号(第34条関係) (甲) [別紙]

事業
主控

労働保険番号	府 県	所 在 地	管 轄	基 幹 番 号					枝 番 号			2 枚のうち 2 枚目	
				0	6	1	0	1	9	1	2		3
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間		① 請 負 金 額 の 内 訳				②	③				
				請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額	労務 費率	賃金総額				
〇〇アパート内装工事	仙台市〇〇区	6年3月1日から	6年5月31日まで	円	円	円	円	23	円				
(令和6年3月31日以前 工事開始分)	(小計)	年 月 日から	年 月 日まで	10,500,000			10,500,000		2,415,000				
〇〇邸室内リフォーム工事	寒河江市〇〇町	6年10月1日から	7年1月31日まで	(5,250,000)			(5,250,000)	賃金 率 決定	(1,150,000)				
〇〇邸内装工事、他3件	山形市、他	6年4月1日から	7年3月31日まで	1,260,000			1,260,000	23	289,800				
(令和6年4月1日以降 工事開始分)	(小計)	年 月 日から	年 月 日まで	1,260,000			(5,250,000) 1,260,000		1,439,800				
事業の種類	38 既設建築物設備工事業			計			(5,250,000)		3,854,800				
				11,760,000			11,760,000						

住所 〒 990-1234
山形市〇〇町1-2-3

事業場名 労働建設株式会社

事業主名 建設 太郎

労働保険等 一括有期事業総括表
算定基礎賃金等の報告

労働保険番号

府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号					枝 番					
0	6	1	0	1	9	1	2	3	4	5	6	7	8

事務組合名 ☆☆☆労働保険事務組合

事業場TEL: 023-456-7890

(TEL: 023-123-4567)

業種番号	事業の種類	開始時期	1. 請負金額	労務費率	2. 賃金総額	労災保険率等	引当料率	保険料等	3. 一括有期事業報告書	2 枚添付
31	水力発電施設 ずい道等新設 事業	①		18		89			常時使用労働者数を ご記入ください。	常時使用労働者数 5人
		②		19		79				
		③		19		64				
		④		18		34				
32	道路新設事業	①		20					5. 事業の概要	3502
		②		20						
		③		19						
		④		19						
33	舗装工事業	①		18				6. 新年度賃金見込額 ① 前年度と同額 ② 前年度と変わる	① 前年度と同額	千円
		②		18						
		③		17						
		④		17						
34	鉄道又は軌道 新設事業	①		23				3. 委託解除年月日 年 月 日	4. 委託解除拠出金納付済	7. 延納の申請
		②		25						
		③		24						
		④		19						
38	建築事業	①		21		13		1. 一括納付 2. 分納(3回)	分納(3回)希 望の場合は 「2」、一括納 付希望の場合は 「1」を選択し てください。	
		②		23		11				
		③	4 2 0 0 0 0 0 0	23	9 6 6 0	9.5	9 1 7 7 0			
		④	7 3 5 0 0 0 0 0	23	1 6 9 0 5	9.5	1 6 0 5 9 7			
36	機械装置の組 立又は据付け の事業	①		22		15		*1. 開始時期 ①C 平成25年10月1日～ 平成27年3月31日 ②B 平成27年4月1日～ 平成30年3月31日 ③A 平成30年4月1日～ 令和6年3月31日 ④1 令和6年4月1日～	*2. 特別加入者・保険料 算定基礎額の計	申告済概算保険料 432,000 円
		②		23		15				
		③	1 0 5 0 0 0 0 0	23	2 4 1 5	12	2 8 9 8 0			
		④	1 2 6 0 0 0 0 0	23	1 4 3 9	12	1 7 2 6 8			
37	組立又は取 付に関するもの その他のもの	①		38		7.5		3. 委託解除年月日 年 月 日	4. 委託解除拠出金納付済	7. 延納の申請
		②		46		6.5				
		③		38		6.5				
		④		38		6				
計	その他の建設 事業	①		21		7.5		1. 一括納付 2. 分納(3回)	分納(3回)希 望の場合は 「2」、一括納 付希望の場合は 「1」を選択し てください。	
		②		22		6.5				
		③		21		6.5				
		④		21		6				
特別加入者	計	①		23		19		*1. 開始時期 ①C 平成25年10月1日～ 平成27年3月31日 ②B 平成27年4月1日～ 平成30年3月31日 ③A 平成30年4月1日～ 令和6年3月31日 ④1 令和6年4月1日～	*2. 特別加入者・保険料 算定基礎額の計	申告済概算保険料 432,000 円
		②		24		17				
		③		24		15				
		④		23		15				
保険料計	特別加入者	①		35		9.5		3. 委託解除年月日 年 月 日	4. 委託解除拠出金納付済	7. 延納の申請
		②	3人分		5,748					
		③								
		④								
一般拠出金	計	①						1. 一括納付 2. 分納(3回)	分納(3回)希 望の場合は 「2」、一括納 付希望の場合は 「1」を選択し てください。	
		②								
		③								
		④								
特別加入者	計	①						*1. 開始時期 ①C 平成25年10月1日～ 平成27年3月31日 ②B 平成27年4月1日～ 平成30年3月31日 ③A 平成30年4月1日～ 令和6年3月31日 ④1 令和6年4月1日～	*2. 特別加入者・保険料 算定基礎額の計	申告済概算保険料 432,000 円
		②								
		③								
		④								
一般拠出金	特別加入者	①						3. 委託解除年月日 年 月 日	4. 委託解除拠出金納付済	7. 延納の申請
		②								
		③								
		④								
特別加入者	計	①						1. 一括納付 2. 分納(3回)	分納(3回)希 望の場合は 「2」、一括納 付希望の場合は 「1」を選択し てください。	
		②								
		③								
		④								
一般拠出金	特別加入者	①						*1. 開始時期 ①C 平成25年10月1日～ 平成27年3月31日 ②B 平成27年4月1日～ 平成30年3月31日 ③A 平成30年4月1日～ 令和6年3月31日 ④1 令和6年4月1日～	*2. 特別加入者・保険料 算定基礎額の計	申告済概算保険料 432,000 円
		②								
		③								
		④								

原則、「1」を選択
してください。
賃金総額の見込額が前年度の
2倍以上、または半分以下と
なる場合には「2」を選択し、
見込額を千円単位でご記入下
さい。
事務組合への委託をやめた場
合には「3」を選択し、委託
解除年月日をご記入ください。

分納(3回)希
望の場合は
「2」、一括納
付希望の場合は
「1」を選択し
てください。

特別加入者について
◎ 引き続き加入を希望する場合には、希望する基礎日額をご記入ください。
◎ 令和6年度をもって脱退した場合には、「適用月数(概算)」に「00」、「希望する基礎日額」に「000」を
ご記入ください。
※変更届を忘れずに提出してください。
◎ 年度途中で加入・脱退した方、新年度から新規加入される方についても記入が必要です。

令和 7 年 4 月 30 日 事業主氏名 建設 太郎
山形 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿
作成者氏名 建設 花子

◎ 次の場合は手続きが必要になりますので、**速やかに**労働保険事務組合にご連絡ください。

事務組合に連絡が必要な事項	
事業場に関する事項	<ul style="list-style-type: none">◆ 事業場の名称・所在地を変更したとき◆ 事業内容を変更したとき◆ 代表者を変更したとき◆ 事業を廃止する・廃止したとき
労働者に関する事項	<ul style="list-style-type: none">◆ 新たに被保険者となる労働者を雇い入れたとき◆ 被保険者でなくなったとき（退職・役員就任・死亡等）◆ 被保険者が転勤したとき◆ 被保険者が60歳になったとき◆ 被保険者が育児休業・介護休業を取得したとき
その他	<ul style="list-style-type: none">◆ 事業主等が労災保険の特別加入を希望するとき◆ 労災保険の特別加入に係る承認内容に変更が生ずるとき◆ 労災保険の特別加入から脱退を希望するとき

ご不明な点は 指定期日前までに お問合せください！

● 「労保連労働災害保険」（労災保険上乗せ補償保険）のご案内

労保連労働災害保険とは、全国労保連が運営している国の労災保険に上乗せして補償する法定外補償保険です。近年、業務中のケガだけでなく、過労死やうつ病などの労働災害が増加しており、万が一の際の事業主が負担する賠償リスクも高額化の傾向にあります。これらの労働災害や国の補償を超えたリスクをカバーし、委託事業場の福利厚生に寄与するために設けられたのが、労保連労働災害保険です。労働保険事務組合に事務委託されている事業主様だけが契約できる保険ですので、ぜひご確認ください。

● 「労保連労働災害保険」の特長

- ・ 国の労災保険給付を受けた時に上乗せして補償します。
※労災の認定を受けた場合でも、補償されない労働災害もございます。(例)地震・津波・噴火による労働災害、じん肺や振動病等の職業性疾病による労働災害
なお、職業性疾病のうち、脳・心臓疾患および精神障害を対象とする保険を選択することができます。
- ・ 業務災害だけでなく通勤災害も補償します。
- ・ 臨時従業員・パート・アルバイトも対象になります。
- ・ 特別加入者（中小事業主等）も加入することができます。
- ・ 保険料は法人事業主の場合は損金算入が認められています。
- ・ 建設業の事業場で契約している場合には、公共工事入札時の経営事項審査で15点加点されます。

保険料の見積りなど詳しくは、当事務組合にお問い合わせください。

📞 お問合せ先

労働保険事務組合 一般社団法人山形労働基準協会 事務組合担当まで

☎990-0825 山形市城北町一丁目17番10号

TEL(023)643-7871 FAX(023)644-0086